イタリアの喫煙に関する立法規制の動向

芦田　淳

【目　次】

はじめに
Ⅰ　禁煙空間の大幅な拡大－一定の場所での喫煙に関する規制
　1　1975年法律第584号等による従来の規制
　2　2003年法律第３号第51条による規制
　3　2003年法律第３号第51条の成果等
Ⅱ　規制対象の拡大と明確化－広告活動に関する規制
　1　1962年法律第165号による従来の規制
　2　2004年立法命令第300号による規制
むすびにかえて
翻訳：関連法令

はじめに

イタリアの喫煙に関する立法規制は、1930年代の未成年者に対するたばこ販売等の規制[注1]に遡り、その後の法令においては、主として、広告活動に関する規制、健康に関する警告表示の義務付け及び一定の場所での喫煙の規制が行われてきた。こうした中、2006年１月10日には、いわゆる「禁煙法」の施行から１年が経過し、マスコミではその「成功」ぶりが伝えられている。この禁煙法とは、2003年１月16日の法律第３号第51条のことで、制定を推進した保健大臣の名に因んで「シルキア法」とも呼ばれ、閉鎖的空間での喫煙を原則として禁止するものである。また、EU レベルの規制の受容も進み、2004年には、それまでの広告活動に関する規制を明確化するとともに対象を拡大する立法命令（2004年12月16日の立法命令第300号）が制定されている。本稿では、従来の規制内容を踏まえつつ、2003年法律第３号第51条の内容と成果等並びに2004年立法命令第300号の内容について解説する[注2]。

Ⅰ　禁煙空間の大幅な拡大－一定の場所での喫煙に関する規制

1　1975年法律第584号等による従来の規制

イタリアにおいて、一定の場所での喫煙を禁じる最初の系統だった立法は、1975年11月11日の法律第584号（以下「1975年法」という。）である。同法は、特定の空間と公共輸送機関での喫煙を禁じ、違反した者には過料を科することとした。

禁煙とされたのは、(a)病院、学校の教室、（バスなど）公共輸送車両、地下鉄、鉄道駅などの待合室、列車の禁煙室、寝台車、(b)公衆の集まる閉鎖的空間、映画館、劇場、ダンスホール、賭博場（sale corse）、会議場、博物館、図書館、美術館である。ただし、(b)の空間については、所定の空調設備を設置すれば、禁煙の義務が免除された。

さらに1995年12月14日の内閣総理大臣命令（direttiva）により、行政若しくは公企業がその業務の実施のために使用しているか又は公益事業を行う私人がその関係業務の実施のために使用しているすべての空間に、当該業務のために公衆に開かれている場合には禁煙規定が適用されると定められ、禁煙とする場所が拡大された[注3]。

次に、禁煙とする空間の管理者等は、罰則等の規定を掲載した掲示物を目に付く場所に掲示することにより、その空間に立ち入る者の禁煙の遵守に配慮するものとされた。

第三に、過料については、禁煙とする空間で喫煙した者に1,000～１万リラ（1975年当時、１リラは約0.45円）、禁煙とする空間の管理者等で

罰則等の規定を掲載した掲示物を目に付く場所に掲示せず、禁煙の遵守に配慮しなかった者に２万～10万リラを科した。この額は、2001年12月28日の法律第448号第52条第20項により、禁煙とする空間で喫煙した者に対して25～250ユーロ（１ユーロは約143円）と大幅に引き上げられ[注4]、さらに、禁煙とする空間で、妊婦や12歳以下の子どもが近くにいるときに喫煙した者に対しては、過料を２倍とすることが定められた。また、禁煙とする空間の管理者等で罰則等の規定を掲載した掲示物を目に付く場所に掲示せず、禁煙の遵守に配慮しなかった者に対する過料も、200～2,000ユーロに引き上げられた。

しかし、1975年法は遵守されてきたとはいえず、実施における問題が指摘されるとともに、より厳しい立法が模索されてきた。これまでにも何度か新たな禁煙法案が閣議決定され、議会でも審議されたが、法律制定には至らなかった。2000年には、著名な腫瘍学者でもあるU. ヴェロネージ保健衛生大臣（当時）が、オフィスをはじめとして喫煙を禁じる範囲を拡げるとともに、過料の額を引き上げる法案を提出したが、成立せずに終わっている。

2　2003年法律第３号第51条による規制

今回の禁煙法、すなわち2003年法律第３号第51条「非喫煙者の健康の保護」（以下「2003年法」という。）は、法案に付された理由書によれば、「健康を個人の基本的権利及び社会全体の利益として保護する」という健康権の保障を定めた共和国憲法第32条と、科学的には受動喫煙が有害であり、その影響を取り除き、また限定されたものとする必要があるという認識に基づくものである。周知期間を含めて公布から１年半後には施行されるはずであったが、実際には半年延期され、2005年１月10日から施行された。その内容は、次のようなものである。

⑴　原則

2003年法の特徴として挙げられるのは、⒜利用者又は一般に公開されていない私的空間と、⒝喫煙者に留保され、そのような空間として標識を付けられた空間（喫煙者用空間）を除いて、閉鎖的空間における喫煙を禁じたことである。このことから、2003年法は、1975年法と比べて、特定の空間での禁煙（vietato fumare）を定めるものから、特定の空間での喫煙を認めること（permesso fumare）を定めるものに転換したと評することもできる。

⑵　喫煙者用空間

店舗及び職場の喫煙者用空間には、規則的に換気を行う所定の設備を設置しなければならない。また、飲食店においては、非喫煙者向けの空間の面積を喫煙者向けのそれより広くしなければならない。なお、2003年法からの委任を受けた2003年12月23日の内閣総理大臣令は、喫煙者用空間の構造、換気設備の仕様、禁煙を示す掲示物の様式を詳細に定めている。

⑶　罰則

罰則については1975年法の規定を適用するとし、1975年法とあわせて、禁煙とする空間で喫煙した者には27.5～275ユーロ（妊婦や12歳までの子どもが近くにいるときに喫煙した場合は、55～550ユーロ）、禁煙とする空間の管理者等で罰則等の規定を掲載した掲示物を目に付く場所に掲示せず、禁煙の遵守に配慮しなかった者には220～2,200ユーロの過料が科せられる[注5]。

⑷　監督の主体

2003年法の規定に従い、2004年12月16日の保健大臣、州及び自治県間の協定により、公的施設において禁煙の遵守を監督し、違反を確認、通告する主体は、行政組織の責任者が指定するものとし、具体的に任命しなかった場合は、当該責任者に監督等を委ねるとされた。他方、私的空間における禁煙の遵守の監督は、その管理者等（例えば、商店主）に委ねられ、当該管理者等は、違反者に禁煙の遵守を促し、違反者が

呼びかけに応じず喫煙を止めない場合は、地方行政警察官等に速やかにその違反の事実を通報しなければならない。私的空間の管理者等に具体的に通報義務を課したことは、実効性を高めた反面、制定当初から強い反発を招いた。(注6)

3　2003年法律第３号第51条の成果等

イタリアの喫煙をめぐる状況であるが、喫煙者数は約1,122万人で、14歳以上の全人口の約22.3％（2005年。男性では約28.5％、女性では約16.6％）、年間たばこ販売量は９万8,846トン（2004年）となっている。これに対し、2003年法の施行後、各省等の調査によれば、喫煙者は約50万人減少し、喫煙を止めた者の７％がこの新法の影響によるものとなっており、たばこ販売量も2005年１月から11月で対前年比5.7％減少した。(注7) また、世論調査機関であるDOXAが2005年に行った調査では、90.4％が公的空間における喫煙者用空間の設置と、それ以外の場所での禁煙に賛成し（2004年の調査では86.8％）、87.3％が公的空間における禁煙が遵守されていると答えている。同調査では、このほか、2003年法の施行後、以前より頻繁に公的空間に行っているかとの問いに対して、9.6％が以前より頻繁と答え、83％が変化なしと答えている。(注8)

以上の調査結果からは、喫煙の抑制に対する2003年法施行の効果が認められるが、その理由はどのようなことか。

まず、2003年法施行当初から、飲食店等の設備に対する厳格な監督が行われたことが報道されている。(注9) また、職場での喫煙を止めた者は、喫煙に対してより敵対的な（ostile）雰囲気が生まれたこと、喫煙者用空間がなく、喫煙する意欲を失ったことをその主な理由に挙げており、さらに、多くの企業における非喫煙者の「社会的規制」の高まりが、喫煙の断念につながっていることから、（管理者等を巻き込みながら）2003年法がこうした気運を醸成したことが重要との指摘がある。(注10) さらに、イタリア学術会議予防保護部の研究者は、この法律が喫煙に対する心理的抑制機能を果たし、著しく喫煙者数を減少させることに寄与したと説明している。(注11)

これらのことから、包括的かつ具体的な2003年法の規制が、喫煙を取り巻く環境を制約し、喫煙を心理的に抑制する効果をもたらしたものと考えられる。

Ⅱ　規制対象の拡大と明確化－広告活動に関する規制

1　1962年法律第165号による従来の規制

1962年４月10日の法律第165号「喫煙用製品の広告宣伝の禁止」は、自国及び外国のすべての喫煙用製品の広告宣伝を禁止し、違反した者は過料（500万～5,000万リラ。現在は、2,582～２万5,822ユーロ）に処すると定めた。しかし、これだけの簡素な規定であったため、直接広告の禁止にとどまるのか、喫煙と結び付けられてたばこ消費を助長するすべての製品にも広告の禁止が拡大できるのかといった、禁止の適用範囲についての疑義が生じた。

この疑義に対して、1995年10月６日の第10508号をはじめとする破棄院判決(注12)は、公衆に喫煙用製品の購入及び消費を促す目的を持つ行為をした者は誰でも、その行為が、喫煙用製品を直接的に喚起する広告行為とともになされたり、間接的に又は隠された形で宣伝効果をもたらす態様で具体化されたりするならば、禁止対象に該当するものとした。ただし、喫煙用製品に本来特有な商標等が、その他の商品又はサービスについて用いられる場合、その状況で使用されるなら、元の喫煙用製品を喚起するいかなる力も持たないほどの自立性を実際に帯びているときは、その使用を認めるものとしている。

2　2004年立法命令第300号による規制

上で述べた1962年法に対し、たばこ製品の広

告及びスポンサー活動に関する欧州議会及び閣僚理事会指令（2003/33/EC）実施のために定められた2004年12月16日の立法命令第300号により、同法で用いられていた概念の明確化と、より幅広い規制が行われることとなった。概念の明確化という点では、次のような定義がなされている。「たばこ製品」とは「部分的であれたばこを原料とする、喫煙する、かぐ、吸う又はかむためのすべての製品」、「広告」とは「直接的であれ間接的であれ、たばこ製品の販売を促進する目的又は効果を有するすべての形態の商業的情報伝達」、「スポンサー活動」とは「直接的であれ間接的であれ、たばこ製品の販売を促進する目的又は効果を有する催事、活動又は人に対する公的又は私的なすべての形態の援助」とする。

その上で、印刷物による広告（専らたばこ取引を業として行う者に向けられた出版物におけるもの等を除く。）、情報通信会社のサービスにおける広告、ラジオ放送による広告及びスポンサー活動（催事等がEUに加盟する2以上の国で同時に行われるか、当該催事等の主催者がEUに加盟する2以上の国に居住する複数の者から構成されている場合、又はその組織化に関して国境を越えた効果を直接生み出す催事の場合。ただし、国内においてのみ行われる催事等を除く。）を禁止した。この禁止されたスポンサー活動に関係して行われ、直接的又は間接的にたばこ製品の販売を促進する目的又は効果を有するたばこ製品の無料配布もあわせて禁止されている。印刷物による広告、情報通信会社のサービスにおける広告、ラジオ放送による広告及び禁止されたスポンサー活動を行った者は、2,582.25～2万5,822.80ユーロの過料に処せられることになっている。このほか、2004年立法命令第300号は、全国的に代表的な消費者及び使用者の団体が、同命令に定める禁止の違反に対して提訴することを認めた。

むすびにかえて

以上見てきたように、近年のイタリアにおいては、EUレベルでの規制も受容しつつ、喫煙に関する立法規制の拡大が進められたといえる。そこには、2001年に就任したG.シルキア保健大臣の強いイニシアティブがあったことが指摘できる。また、保健省等は、立法規制のみならず、喫煙を抑制するために積極的なキャンペーン活動を行った。こうした活動は、立法規制と相俟って喫煙抑制に効果があったと考えられる。それ故、上記立法規制のより長期間にわたる効果の検討とともに、担当大臣の交替（2005年、後任はF.ストラーチェ〔国民同盟〕、さらに、2006年5月より、L.トゥルコ〔左翼民主主義者〕）等によりいかなる影響がもたらされるかについては、今後の検討課題としたい。(注13)

注

(1) 1930年制定の刑法第730条第2項は、14歳未満の者にたばこを販売又は提供した者は科料（現在は、103ユーロ以下の科料。1ユーロは約143円。）に処すると定めた。また、1934年12月24日の勅令第2316号第25条は、未成年者の健康の保護を目的として、16歳未満の者にたばこを販売及び提供した者を過料に処するとともに、公の場所で16歳未満の者が喫煙することを禁じ、違反した場合は過料に処するとした。

(2) 本稿では取り上げなかったが、健康に関する警告表示の義務付けに関しては、1990年7月31日の省令「閣僚理事会指令89/622/CEEの規定に従うたばこ製品の包装及びラベル貼付に関する技術的規定」、1990年12月29日の法律第428号「たばこ製品のラベル貼付」、1991年7月16日の省令「たばこ製品の包装及びラベル貼付に関する技術的規定」、1993年7月26日の省令「指令92/41/CEEにより修正された閣僚理事会指令89/622/CEEの規定に従う、たばこ製品の包装及びラベル貼付に関する技術的規定」及び2003年6月24日の立法命令第184号「たばこ製品の加工、展示及び販売に関する指令2001/37/CEの実施」等が

規定している。

(3) なお、職場については、1996年12月11日の憲法裁判所判決第339号により、そこで働く者を保護するのに適切な予防策が採られるならば、こうした喫煙の禁止は適用しないとされた。

(4) これに先立ち、1981年には、同年11月24日の法律第689号第114条第2項により、下限が4,000リラに引き上げられていた。

(5) 2004年12月30日の法律第311号第1条第189項により、過料の額を10%引き上げる改正が行われた。

(6) これに関して、ラツィオ行政裁判所は、2005年2月、管理者等に警察機能を担わせることを不服とする企業の訴えを認めなかったが、同年8月には、バール（立飲みを基本とした喫茶店）管理者の訴えに対し、法律に明示的規定がないことから管理者等に遵守の監督を課すことはできず、その義務は、禁止を示す掲示を行うにとどまるとして、過料を科することはできないとの判断を示した（Il Sole 24 Ore, agosto 4, 2005.）。

(7) イタリアにおけるたばこの販売量は、近年では2002年を境に減少しており、2002年と2003年を比較すると1.4%、2003年と2004年を比較すると2.7%の減少となっている（Roberta Pacifici, Rapporto Annuale sul Fumo 2004, Osservatorio Fumo, Alcol e Droga, Istituto Superiore di Sanità <http://www.iss.it/binary/ofad/cont/Pacifici.1118407792.pdf>（last access 2006.5.31））。

(8) この段落の記述については、*ibid.; La Repubblica*, gennaio 10, 2006.; *Il Sole 24 Ore*, gennaio 10, 2006.; *Corriere della Sera*, gennaio 11, 2006. を参照した。

(9) *Corriere della Sera*, gennaio 11, 2005.; *Il Sole 24 Ore*, febbraio 7, 2005.

(10) *Il Sole 24 Ore*, ottobre 30, 2005.
関連して、別の調査によれば、管理職者の68%が、新法により、たばこが健康にもたらす危険性を認識したと認める一方、コストや喫煙者用空間に求められる設備の複雑さを理由に、喫煙者用空間を設けたのは企業の3%に満たないとの結果が出ている。（*Ansa*, gennaio 28, 2005. <http://www.ansa.it/>（last access 2006.1.28））

(11) *Ansa*, gennaio 16, 2006. <http://www.ansa.it/>（last access 2006.1.16）

(12) 破棄院は、民事及び刑事事件を管轄する最終審で、国法を統一し、法律の正確な解釈と斉一的適用を確立することをその任務とする。

(13) 内閣改造により入閣したストラーチェ保健大臣は、行き過ぎた健康至上主義に異議を唱え、2003年法の原則は認めつつも、前任者とは異なる姿勢を見せた（*Corriere della Sera*, agosto 5, 2005.）。他方、総選挙を前に、2003年法は、野党（当時）中道左派陣営のリーダーたちから、ベルルスコーニ政権により制定された立法のうち維持すべき2～3のものの中に挙げられている（*Corriere della Sera*, febbraio 2, 2006 e marzo 25, 2006.）。

参考文献

・Francesco Tavano（a cura di）, *Codice normativa antifumo*. Roma: Buffetti, 2003.

・Massimo Ancillotti, *Il divieto di fumo - Guida pratica con prontuario delle violazioni e modulistica*. Santarcangelo di Romagna: Maggioli, 2005.

本稿の執筆に当たっては、小谷眞男お茶の水女子大学助教授の2003年法等に関する解説（於：日伊協会文化セミナー〔2005年11月30日〕）を参考にさせていただいた。

（あしだ　じゅん・調査企画課）

1975年11月11日の法律第584号
特定の空間及び公共輸送機関での喫煙の禁止

Legge 11 novembre 1975, n. 584; *Divieto di fumare in determinati locali e su mezzi di trasporto pubblico*

調査及び立法考査局イタリア法研究会*訳

第１条

次の各号に掲げる空間においては禁煙とする。

a)　病室、すべての学年の教室、国有の及び公法人の並びに人の集団輸送のために公務を委託された民間の自動車、地下鉄、鉄道駅・バスターミナル・海港・空港の待合室、国有鉄道の旅客用列車及び民間委託の旅客用列車に設置することを義務付けられた非喫煙者用コンパートメント並びに夜間二人以上によって使用されている簡易寝台個室及び寝台車のコンパートメントの中

b)　公共の集会のための閉鎖的空間、映画館又は劇場の客室、ダンスホール、賭博場（sale corse）、会議場、博物館、一般に公開された図書館及び閲覧室並びに公共の又は一般に公開された絵画館及び美術館の中

第２条

法律、命令又は当局の規定によって第１条a)号及びb)号において示された空間の内部秩序を保障する権限を有する者及び同条b)号に規定する空間の管理者は、違反者に対して定める罰則の表示を含めた規定を掲載した掲示物を目に付く場所に掲示し、禁止の遵守に配慮する。

第３条

第１条b)号に示された空間のうちの一の管理者は、イタリア規格協会によって定められた定義及び区分にそれぞれ対応する空調設備又は換気設備を設置した場合には、この法律の第１条に定められた遵守義務を免除される。

この目的のために、機能及び設置の技術的仕様を含む調節設備の計画を添付した所定の申請を、市町村長に提出しなければならない。

市町村長は、衛生官の意見を聴いて禁煙の遵守義務を免除する権限を有する。

保健衛生大臣は、この法律の公布後180日以内に、高等保健会議の意見を聴いて、第１条b)号に規定する空間において調節又は換気の設備が正常に機能すべき室温、相対湿度、風速及び換気時間の限界値に関する規定を制定しなければならない。

第４条

1971年８月14日の法律第819号第２条第３項の規定は、第３条第１項に規定する設備を取得し設置させるために、地域を問わずこの法律の施行日に先立ってすでに営業している中小の映画興行の区分に属する映画館の経営者又は所有者に対して適用される。

第５条

この法律によって定められる罰金とは別に、公安警察当局は、次の各号に掲げる場合において、1931年６月18日第773号公安警察統一法典の実施に係る1940年５月６日の勅令第635号によって承認された命令第140条に規定する手段をとることができる。

a)　第２条第３項の規定に違反する場合

b)　空調設備が機能していない場合、適切な方法で運転されていない場合又は十分に機能していない場合

公安警察当局によって講じられた措置とは別に、前項b)号に掲げる場合には、第３条第３項に定められた禁煙遵守義務の免除の許可は、地方公安警察当局によって停止される。当該停止取消しの申請がその空間の管理者によって提出された場合には、作動中の設備の正確な能力を確認した後、衛生官の意見を聴いて、停止は市町村長により取り消されることができる。

この条の第１項b)号に含まれる規定に度重なり違反する場合又は特に重大な違反があった場合、市長村長は、衛生官の意見を聴いて、第３条第３項に定められた禁煙遵守義務の免除の許可を取り消すことができる。

第６条

前条に規定する監督の実施に必要なすべての費用は、第１条b)号に示された空間のうちの一の管理者の負担とする。

第７条

1. 第１条の規定の違反者には、25ユーロ以上250ユーロ以下の額の過料を科する。明らかに妊娠状態にある女性又は乳児若しくは12歳以下の子どもがいる場所で違反した場合は、罰則の処置を２倍にする。
2. 第２条に示された者で同条に含まれる規定に従わない者は、200ユーロ以上2,000ユーロ以下の額を科する。第５条第１項b)号に定める場合、その半額分を加算する。
3. この法律に規定する額を支払う義務は、相続人に譲渡することはできない。

第８条

違反は、可能であれば違反者に直ちに通告されなければならず、違反者は、違反を確認した者の手に罰金の最少額を支払うことが認められる。

通告が、直接、違反者になされなかった場合には、違反の確認から30日以内に、イタリア国内に居住している関係人に違反に関する事項を送達しなければならない。

支払を直ちに行わない場合、違反者は、通告又は送達の日から15日以内に違反の通告書類に示された場所及び方式により郵便当座預金への払込みによっても支払を行うことができる。

通告又は送達の後16日から60日までは、違反者は、前項に規定する方式で、罰則の最大額の３分の１に等しい額での支払を認められる。

第９条

この法律の第２条で言及された規定に基づいて、違反を確認する権限を有する主体は、第８条に規定する支払が行われなかった場合には、県長官に、執行された通告又は送達の証明とともに報告を提出する。

県長官は、確認が事実に基づいたものと認めた場合、罰金支払の有効期限から15日以内に関係人が要求したときにはその意見を聴いて、法律により規定された上限及び下限の範囲内で、違反に対して適正な額を、理由を示した命令により決定し、送達に要した費用とともに、その支払を、違反を犯した本人に命じる。

命令は、支払の期間を定めるものとし、当該期間は、送達から30日以上90日以下でなければならない。

当該命令は、強制執行を可能とする。

関係人は、当該命令に対して、定められた支払期限までに、違反が確認された地域の法務裁判官に、訴訟を提起することができる。

異なる措置を講ずるべきと司法当局が判断する場合を除き、法務官裁判所へ訴訟を提起することにより、当該命令が出された者の財産に対する強制執行が中断されることはない。

異議申立ての手続において、異議申立てを行う者は、民事訴訟法第82条第２項の規定にかかわらず、弁護人の補助なしに訴訟を提起するこ

とができる。当該手続の書類は、印紙税を免除され、関係する決定は、登録手続の対象とならない。

異議申立ては、控訴により行われる。法務裁判官は、命令により、20日以内に開かれる出頭を伴う審理の期日を定め、書記課により、当該控訴及び当該命令について、県長官及び関係主体への送達の措置を講じる。

係争を解決する判決は、上訴することができない。

第10条

この法律に示された違反による過料を徴収する権利は、違反が行われた日から５年で無効となる。

第11条

第９条の規定を除き、過料の支払のために決められた期間が経過した場合には、保健当局の要請に基づいて、国家及びその他の公法人の資産収入の強制徴収に関する1910年４月14日の勅令第639号により承認された統一法典の規定に従い、強制執行により、財務局が適正な額の徴収を行う。

第12条

この法律は、イタリア共和国官報に公示された日から180日目に発効する。

＊調査及び立法考査局イタリア法研究会：芦田　淳、鳳佳世子、嶋田真智恵、寺倉憲一、萩原愛一、比沢奈美、間柴泰治、山岡規雄

2003年１月16日の法律第３号
行政機関に関する組織規定（抄）

Legge 16 gennaio 2003, n. 3; *Disposizioni ordinamentali in materia di pubblica amministrazione*

調査及び立法考査局イタリア法研究会*訳

第51条（非喫煙者の健康の保護）

1．　次の各号に掲げる空間を除いて、閉鎖的空間においては禁煙とする。

a）　利用者又は一般に公開されていない私的空間

b）　喫煙者に留保され、そのような空間としての標識を付けられた空間

2．　第１項b)号に該当する店舗及び職場は、規則的に作動する換気設備及び空気交換設備を備えなければならない。健康に対する権利についての最低限の水準を保障するために、換気設備及び空気交換設備の技術的仕様は、官報にこの法律が公示されてから180日以内に、保健大臣の提案に基づき、国、州及び自治県の間における協定を受容した内閣総理大臣令により定める。当該措置により、喫煙者に留保された空間及びこの条の規定の実施に関係する掲示物の様式を定める。

3．　第１項b)号に関係する飲食店においては、営業に供せられている全面積の半分を超える面積の１又は２以上の空間を、非喫煙者のために充てなければならない。

4．　保健大臣の提案に基づいて、その後の改正を経た1988年８月23日の法律第400号第17条第１項の規定に基づき制定される命令により、第１項、第２項及び第３項に掲げる規定を尊重した上で、必要であれば、喫煙を認められる新たな閉鎖的場所を設けることができる。当該命令は、人々が非自発的意思により留まらざるを得ないすべての建造物におい

て、喫煙者のために充てられるべき空間を定めることを規定しなければならない。

5. この条に定める禁止事項に対する違反には、2001年12月28日の法律第448号第52条第20項により置き換えられた1975年11月11日の法律第584号第７条に規定する罰則を適用する。

6. 最も代表的な各分野の団体と協議の上実施する適正な広報活動を可能にするために、第１項、第２項第１文、第３項及び第５項に定める規定は、第２項に規定する措置の施行日から１年後に施行する。

7. 官報にこの法律が公示されてから120日以内に、司法大臣及び内務大臣との合意に基づく保健大臣の提案に基づき、国、州並びにトレント及びボルツァーノ自治県間の関係整備のための常設会議において承認された協定をもって、違反の確認手続、罰則についての所見のための諸書式並びに関係調書を提出することを認められる主体、1981年11月24日の法律第689号第17条に基づいて確認された違反の報告を受ける権限を有する主体及び関連する罰則を科すことを委任される主体の指定について、再定義する。

8. この条に定める規定は、国家予算に負担の増大をもたらさない。

9. 1975年11月11日の法律第584号第３条、第５条、第６条、第８条、第９条、第10条及び第11条の規定は、抵触しない限り効力を有する。

10. 行政機関が置かれている空間での禁煙を定める規定は、有効とする。

＊調査及び立法考査局イタリア法研究会：芦田　淳、鳳佳世子、嶋田真智恵、寺倉憲一、萩原愛一、比沢奈美、間柴泰治、山岡規雄

2003年12月23日の内閣総理大臣令「非喫煙者の健康の保護」に関する、2003年10月21日の法律第306号第７条による改正を経た2003年１月16日の法律第３号第51条第２項の実施

Decreto del Presidente del Consiglio dei Ministri 23 dicembre 2003*; Attuazione dell'art. 51, comma 2 della legge 16 gennaio 2003, n.3, come modificato dell'art. 7 della legge 21 ottobre 2003, n.306, in materia di《tutela della salute dei non fumatori》*

調査及び立法考査局イタリア法研究会*訳

内閣総理大臣は、

1988年８月23日の法律第400号第５条に鑑み、

「非喫煙者の健康の保護」に関する、その後の改正を経た2003年１月16日の法律第３号第51条第２項に鑑み、

「2003年１月16日の法律第３号第51条第２項の実施に関する命令」について定める共和国大統領令の枠組みに基づき、国、州並びにトレント及びボルツァーノ自治県間の関係整備のための常設会議によって2003年７月24日の会議で表明された意見に鑑み、

同常設会議の2003年７月24日の会議において承認された2003年１月16日の法律第３号第51条第２項に規定する非喫煙者の健康の保護に関する国、州並びにトレント及びボルツァーノ自治県の間の協定に鑑み、

経済・財務大臣との合意に基づく保健大臣の提案に基づき、

次のとおり命令する。

第１条

1．　この命令は、国、州並びにトレント及びボルツァーノ自治県間の関係整備のための常設会議の2003年７月24日の会議において承認された非喫煙者の健康の保護に関する国、州並びにトレント及びボルツァーノ自治県の間の協定を受け入れる。

第２条

1．　この命令の補完的部分を構成する別表１において、喫煙者のための空間、関係する換気設備及び空気交換設備並びに禁煙の掲示物の様式の技術的要件を定める。

別表１

喫煙者のための空間、関係する換気設備及び空気交換設備並びに禁煙の掲示物の様式の技術的要件

1．　2003年１月16日の法律第３号第51条第１項b)号に規定する喫煙者に留保された空間は、そのような空間としての標識を付け、かつ、喫煙を禁じられている隣接する他の部屋から適切に分離されるように設けられなければならない。その目的のために、喫煙者のための空間は、次に掲げる構造上の要件を遵守しなければならない。

a)　天井に届く壁によって四方の境界を画されていること

b)　通常閉じており、自動で閉鎖する扉のある入口が設置されていること

c)　以下の９及び10の規定に合致する適切な標識が掲示されていること

d)　非喫煙者が通行を余儀なくされる空間にあたらないこと

2．　喫煙者のための空間は、外部からの又は喫煙を禁じられている隣接する他の部屋から入れられる一定量の給気を保障するように、強制換気の適切な機械設備を備えなければならない。給気は、適切にフィルターを通さなければならない。保障されるべき給気の最小量は、１平方メートル当たり0.7人に相当する混雑指標に基づく、現行法規に合致した当該空間の収容可能人数一人当たり毎秒30リットル相当とする。当該空間の入口には、設備の容量に基づき、最大収容可能人数を明示する。

3．　喫煙者のための空間は、周囲の区域と比較して気圧が低い状態を維持しなければならず、その差は５パスカル以上とする。

4．　飲食店の営業時に喫煙者のために割り当てられる面積は、2003年１月16日の法律第３号第51条の規定に従い、いかなる場合にも、営業に供せられている全面積の半分を超えてはならない。

5．　喫煙者のための空間から発生する空気は、循環利用することができず、外気への放出に関する現行法規並びに衛生及び建築に関するコムーネの条例の定めるところにより、適当な設備及び開放機能により外部に排出されなければならない。

6．　換気システムの設計、設置、管理及び検査は、安全及びエネルギー節約に関する現行法令の規定並びにイタリア規格協会及びイタリア電気工学委員会の技術的規則に合致しなければならない。資格を認められた主体は、技術上の規準に従い、かつ、現行法規に合致した形で設備が取り付けられていることについて適当な申告を行わなければならない。必要な監督を行うために、排出システムの適切性を含む設置の証明書並びに換気設備の検査及び管理についての各年の証明書は、権限を有する当局の判断に従い保存しなければならない。

7．　喫煙が禁止された空間には、視覚により適切に認識することができる、当該禁止を明示した所定の掲示物を貼るものとする。当該掲

示物は、全国で形式において適切に同一のものとするために、「禁煙」の文字を含み、法律の関係規定の表示、違反者に適用可能な罰則並びに禁止事項の遵守を監督する権限を有する主体及び違反の確認に関わる主体が補記されたものでなければならない。

8. 複数の空間［部屋 ＊訳注］を有する建造物において、7に挙げた掲示物の様式に加えて、出入の場所又は特に目を引く場所に貼るために、「禁煙」の文字のみの掲示物を採用することができる。

9. 喫煙者のための空間は、7に規定するような同一のものとするために「喫煙者用の場所」という文字を含む、記載が光を発する所定の掲示物により標示する。

10. 9に規定する掲示物は、7に規定するような同一のものとするために「換気設備故障のため禁煙」という文言を含む、光を発する他の掲示物により補完され、後者の掲示物は、予備換気設備の機能の欠如又はその不足の場合には自動的に点灯し、喫煙者に留保された場所を示すような文字を打ち消す。

11. 上の項目に規定するいずれかの技術的特徴に、一時的であれ、一致しない空間について、2003年1月16日の法律第3号第51条に規定する規則を適用することは適当でない。

＊調査及び立法考査局イタリア法研究会：芦田　淳、鳳佳世子、嶋田真智恵、寺倉憲一、萩原愛一、比沢奈美、間柴泰治、山岡規雄

2003年1月16日の法律第3号第51条第7項の実施における非喫煙者の健康の保護に関する、内務大臣及び司法大臣との合意に基づく、保健大臣、州並びにトレント及びボルツァーノ自治県の間における協定

Accordo tra il Ministro della salute, di concerto con i Ministri dell'interno e della giustizia, e le regioni e le province autonome di Trento e di Bolzano, in materia di tutela della salute dei non fumatori, in attuazione dell'articolo 51, comma 7, della legge 16 gennaio 2003, n. 3.

調査及び立法考査局イタリア法研究会*訳

1. 前文

喫煙は、先進諸国における若年死亡の最大の原因であり、そのため、世界的に最も重大な健康問題の一つである。

そのため、健康的な生活様式の促進及び能動喫煙又は受動喫煙から生じる重大な健康被害の予防は、わが国においても保健政策の優先的目標を構成し、例えば2003年5月に世界保健機関が承認したたばこ規制枠組条約のような、たばこ中毒に対する公衆の健康の保護に関する最新の国際的方向性と合致し、禁煙の適用領域を職場及び飲食店に拡張する新たな法規は、この戦略的ビジョンに組み込まれ、同ビジョンは、非喫煙者の健康の保護に有効であるために、その完全な適用を可能とするような措置を必要としている。

目標

そのため、国、州及び自治県は、次のことで合意する。

a) 労働環境をより健康によいものとするとの目標を追求することは不可欠であること、及び受動喫煙にさらされることから生じる被害について労働者がより自覚を持つことに加え

て、違反に対する処罰により、禁止規定の遵守を保障する必要があること。

b) 閉鎖的空間における禁煙に関する規定の平等で効果的な適用を保障し、かつ、罰則の抑止力を損なわないために、2003年の法律第３号第51条第７項の規定に従い、当該罰則の確認及び適用のための基本的手続並びに建造物の責任者に課される義務の履行方法を、一律に定めることが必要であること。

2. 違反の確認のために合意された手続、罰則についての所見のための諸書式並びに関係調書を提出することを認められる主体、確認された違反の報告を受ける権限を有する主体及び関連する罰則を科することを委任される主体の指定

2.1. 2003年の法律第３号第51条に規定する、禁煙が適用される閉鎖的空間には、禁止、禁止の根拠となる規定、適用される罰則、禁止の遵守の監督を委ねられる主体並びに違反の確認及び通告を行う権限を有する機関を示す掲示物を掲示する。

2.2. 行政組織の最高責任者並びに行政機関、公社及び独立行政法人若しくは公的業務を行う私的団体の責任者又は私的組織の責任者は、非喫煙者の健康の保護に関する、2003年10月21日の法律第306号第７条により改正された、2003年１月16日の法律第３号第51条第２項の実施に係る2003年12月23日の内閣総理大臣令により定められた方式に従って、禁煙とされている空間に先に述べた記載をすべて備えた禁煙の掲示物を準備させ、かつ、掲示させる。

2.3. 行政組織の最高責任者並びに行政機関、公社及び独立行政法人の責任者は、さらに、公式文書をもって、禁止の遵守を監督し、違反を確認し、かつ、通告することを委ねられる主体を特定する。具体的な任命を行わなかった場合には、監督並びに確認及び通告の活動は、当該責任者に委ねられる。

2.4. 私的空間において、行政に代わって活動が遂行される場合には、禁煙の遵守の監督並びに違反の確認及び通告を行う主体は、法令又は関係措置により当該空間の内部秩序を保障することを委ねられた者の中から指定される。

2.5. 禁煙とされた公的建造物及び私的建造物において、３及び４に定めるところを除いて、監督並びに違反の確認及び通告を委ねられた主体は、現行規定に合致するように、地方行政警察官及び特に同様の任務を割り当てられた警備員とともに、責任者又は禁止の違反を確認させようとする者の要求に基づいて、次の活動を遂行する。

a) 禁止の適用の遵守について監督すること。

b) 違反者に直ちに違反を通告するとともに、違反を確認すること。

c) 違反者、なされた違反及び減額支払の方法に係る必要事項に加えて、弁護書類の宛先たる当局の記載を含む通告書を３通作成すること。

d) 書類を送達すること、又はそれを直ちに行うことができない場合、1982年11月20日の法律第890号に規定する手続に従って、（確認から90日以内に）郵便で当該書類を確実に送達すること。

3. 司法警察職員（ufficiali ed agenti di polizia giudiziaria）は、この協定の2.5及び４に規定する活動又は1981年11月24日の法律第689号第13条第４項の規定に従って委ねられた任務

の範囲内の活動を遂行する。

4. 私的空間において、禁止の遵守の監督を委ねられる主体は、当該空間の管理者又は正式に管理者から委任されている協働者の中から指定され、当該管理者等は、違反者に禁止の遵守を促し、違反が2.5及び3により任務を与えられた公的主体に速やかに伝えられるよう手配する。

5. 公私を問わず職場において、使用者は、その後の改正及び補足を経た1994年9月19日の立法命令第626号に定めるように、能動喫煙及び受動喫煙による安全及び健康への危険、職場において講じられるたばこの煙に対する予防措置、禁煙の違反について現行法規が定める手続並びに喫煙を止めるのに有効な方法に関して、それらに関係する機関を利用することにより、適切な情報についても労働者に提供するものとする。

6. すべての公共交通機関を含むすべての形態の空間及び環境について、禁止を遵守させる責務を守らないこと及び禁煙の違反に適用することのできる制裁手段は、2001年12月28日の法律第448号第52条第20項による改正を経た1975年11月11日の法律第584号第7条に定めるものとする。

7. その後の改正を経た1981年法律第689号第16条は、直ちに通告が行われたならばその日から、当該通告が行われなかったならば違反の送達の日から60日以内に支払が行われる場合には、手数料のほか、最高額の3分の1又は、より有利であるならば、最低額の2倍に減じた罰金の支払を認める。

8. 支払が行われることなく、その後の改正を経た1981年法律第689号第16条に規定する期間が経過した場合、違反を確認した者又はその属する機関の責任者は、1981年法律第689号第17条に基づいて、通告又は送達の証拠とともに管轄の当局に報告を提出するものとする。

9. その後の改正を経た1981年法律第689号第18条に基づいて、違反の通告又は送達の日から30日以内に、関係人は、報告を受理する権限のある機関に対して弁護書類及び資料をもって、必要な場合には意見を聴取されるよう要求するとともに、訴えることができる。権限のある機関は、意見聴取の要求を行った関係人の意見を聴き、送付された資料を検討して、［違反の］確認が正当な理由があるものと判断する場合には、理由を付した命令により違反に相応する金額を定め、手数料を加えて、その支払を命じる。正当な理由がないと判断する場合には、決定を断念する理由を付した命令を出す。

10. 禁煙違反の場合に国の機関により科された過料の支払は、次のように行われる。

- F23号様式、納付番号131Tを使用し、払込みの理由（禁煙の違反）及び官署番号を明示して、銀行又は郵便局において行う。
- 払込みの理由（禁煙の違反）を明示して、所轄の県財務局において直接に、又は所轄の県財務局名義の郵便当座預金の用紙により郵便局において行う。

11. 国以外の機関により科された禁煙に違反した場合の過料の支払は、州の法規により規定された方式により行われる。

12. 国の行政機関又は国家的に重要な法人の領域内で違反が確認された場合で、法律により

定められた期間内に支払が行われなかったときは、違反を確認した者は、行われた通告の証拠とともに、確認主体の報告及び違反者の訴えを受領する権限のある機関たる県長官へ報告を提出する。

13．違反が、1982年７月29日の共和国大統領令第571号に規定する、以下のそれぞれが権限を有する領域で明らかになったとき、報告は、港湾、空港及び国境の衛生局並びに国境、港湾及び空港の獣医局に提出する。

14．その他の場合には、上記報告は、関係する通告の証拠とともに、州知事又は州の規定により指定された権限のある他の機関に送付する。

15．国及び州は、それぞれが権限を有する領域について、実際の措置の監視を行い、禁煙に関する規則の遵守及び通告された違反の数に関するデータを取得する。州のデータは、保健省に送付され、同省は、当該データの市民への普及を行う。

16．保健省及び州は、最も適当と考えられ、かつ、そのようなものとして同意された形式で、講ぜられた手続に関する市民の適正な情報を取り扱う。

17．この協定により言及される、その権限を有する手続に関して、州並びにトレント及びボルツァーノ自治県により制定された規定がない場合には、国家行政機関及び国がその組織について排他的な権限を行使する公法人により定められた規定を適用する。

18．この協定は、トレント及びボルツァーノ自治県に、その特別憲章及び関係実施規則の定めるところに違反しない限りにおいて適用する。

＊調査及び立法考査局イタリア法研究会：芦田　淳、鳳佳世子、嶋田真智恵、寺倉憲一、萩原愛一、比沢奈美、間柴泰治、山岡規雄